

新型コロナウイルス感染症への対応

2023年4月1日

学長

本学では、感染防止の徹底と学修機会の確保を両立し、学生の皆さんが安心して充実した学生生活を送れるよう、新型コロナウイルス感染症に対し、4月1日(土)~5月7日(日)について、以下のとおり対応することとします。

学生・教職員は、それぞれの日常生活において、適切な感染防止対策を講じ、差別や偏見が拡がらないよう注意深く行動してください。

なお、以下の対応については、学内外の感染状況及び国・大阪府からの要請に応じて見直す場合があります。

○日常生活について

- ・感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）を徹底する
- ・その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ・発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控える
- ・旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- ・会食を行う際は、ゴールドステッカー認証店舗を推奨
- ・感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底する
 - (1) 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - (2) 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食

○感染・疑い発生時の報告について

5/7まではこれまでどおり、下記フローに従い、所定の連絡先に報告をしてください。

[対応フロー（学生）](#) / [対応フロー（教職員）](#) 【学内専用】

○マスク着用について

学校教育活動は着用を推奨、その他は個人の判断。

※医学部附属病院のように重症化リスクの高い方と接する機会が多い等、部局等の事情により、部局や施設ごとに方針を定める場合があります。

日常生活	大学構内（屋外・屋内）	授業	研究室	課外活動
個人の判断	個人の判断	着用を推奨	着用を推奨	着用を推奨

○授業について

4月1日~5月7日の取扱いについては、下記通知の末尾の【参考】の部分をご確認ください。

【教職員向け】 [2023年5月8日以降の授業等の実施方針について](#) 【学内専用】

【学生向け】 [2023年5月8日以降の授業等の実施方針について](#)

○課外活動ルールについて

[課外活動ポータルサイト](#) 【学内専用】

○研究活動について

教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動については、[研究活動に関する指針【学内専用】](#)における「レベル1-制限（小程度）」とします。

○イベント開催について

対面での開催については、原則として以下の感染防止対策を講じることとします。

- ・5,000人又は収容定員の半分のいずれか大きい方を参加人数の上限とする
- ・発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
- ・常時換気又は窓開け換気など、十分な換気に努める
- ・会場各所へのアルコール消毒液の設置（参加者数に応じて十分な数を設置すること）
- ・その場に応じたマスク着用、手洗いの励行
- ・人と人との距離を十分確保する

※飲食を伴う場合は、感染防止対策に十分配慮してください。

※参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合、具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」を策定し大阪府に提出する必要があります。

○教職員の海外渡航・学生の海外派遣について

・海外渡航について

（1）感染症危険レベル1の国・地域へは、注意して渡航可とします。

（2）感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域へは「原則渡航不可」とします。ただし、渡航の必要性があり、かつ一定の条件を満たす場合は、個別判断の上、特例許可する場合があります。この場合、「海外渡航に関する届け出」及び「渡航時の誓約書」を各部局まで提出の上、所定の手続をしてください。

（3）感染症危険レベル4の国・地域には「渡航不可」とします。

・学生の海外派遣・交流プログラムについて

（1）感染症危険レベル2または3の国・地域への学生派遣*の可否については、渡航の必要性があり、かつ一定の条件を満たす場合は、海外渡航に関する国の基準等を拠り所として個別に判断を行います。個別の判断の基準は別に定めます。

*例）交換留学、認定留学、国等の海外留学制度に基づく留学、研究留学、国際学会参加、現地調査

（2）感染症危険レベル2または3の国・地域への海外派遣プログラム（派遣期間が1ヶ月以内の語学研修やスタディーツアーなどの団体プログラム）については、原則として中止とします。ただし、プログラム実施部局において、中止としたい事情がある場合等は、国際交流課にご相談ください。

（3）海外からの学生招へいは、国が定める入国基準を満たす場合に受け入れるものとします。

・海外からの研究者受入れ・招へい等について

感染症危険度レベル2以上の国等からの研究者の招へいは、原則不可とします。国が定める入国基準を満たす場合に受け入れるものとします。

○教職員の服務について

[新型コロナウイルスにかかる服務上の取り扱い【学内専用】](#)

その他、新型コロナウイルス感染症の対策についてご不明な点があれば総務課までお問い合わせください。